

平成30年7月豪雨災害による被災者の皆様へ

被災住宅の応急修理制度について（ご案内）

被災住宅の応急修理制度について

被災した住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理を新見市が実施する制度です。制度の利用を希望される方は、新見市役所都市整備課までお問い合わせください。

対象者

罹災区分	要件等
大規模半壊	—
半壊	自らの資力では応急修理をすることができない方は対象となります。

※全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合な場合は対象となります。

※一部損壊の世帯は対象となりません。

※現に応急仮設住宅(みなし仮設住宅)に入居されている方の申請はできません。

※応急仮設住宅(みなし仮設住宅)制度との併用はできません。

基準額

一世帯あたりの限度額は **584,000円** です。

(同一住家に2以上の世帯が居住している場合、一世帯のみが対象となります。)

応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

(1) 平成30年7月豪雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となります。

(2) 内装に関するものは原則として対象となりません(例外あり)。

募集期間

平成30年7月20日（金曜日）から

工事完了期限

具体的期日は、今後、申込状況や工事の進捗状況に応じて別途設定します。

申込先及び問い合わせ先

新見市役所都市整備課 電話：0867-72-6118